

児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護事業実施要綱

(令和4年6月7日区長決定)

(令和5年3月10日一部改正)

(令和6年2月21日一部改正)

(目的)

第1条 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設をいう。）に入所し、里親に委託され、又は一時保護所（法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設をいう。）に入所した児童等、児童相談所の支援に関わる全ての児童からの権利に関する相談を受けるとともに、権利侵害に対応することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 子どもの権利擁護事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童養護施設等に入所中の児童
- (2) 里親委託中の児童
- (3) 一時保護所に入所中の児童
- (4) その他児童相談所の支援に関わる児童

(事業内容)

第3条 子どもの権利擁護事業は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 児童から権利侵害に関する相談を受けて、対応すること。
- (2) 児童が権利擁護に関する意見を申し立てたときは、東京都板橋区児童福祉審議会（東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和4年板橋区条例第15号）第1条に基づき設置されたものをいう。以下同じ）に事案を付議すること。
- (3) 次に掲げる子どもの意見表明等支援事業を実施すること。
 - ア 定期的に一時保護所を訪問し、入所中の児童の意見を聴取するとともに、児童の生活等に関して、権利擁護及び福祉サービスの向上の視点から、一時保護所に対して提案を行い、かつ、一時保護所入退所予定の児童に対して、当該決定についての意見聴取を行うこと。
 - イ 区が里親宅に委託している児童を対象として、児童の担当児童福祉司等とともに、子ども家庭総合支援センター又は里親宅等で、児童の意見表明支援を行うこと。
 - ウ 児童から意見を表明したい旨の申出があった際に、施設等に訪問し、児童の意見を聴取すること。
 - エ 児童又は保護者を対象とした権利擁護普及啓発や、区職員、学校職員、施設職員等を対象とした研修を実施すること。
 - オ 必要に応じて、東京都板橋区児童福祉審議会子どもの権利擁護部会（以下「権利擁護部会」という。）に出席して、児童が表明した意見等を代弁すること。
 - カ その他子どもの意見表明等を支援するために必要な事業
- (4) その他子どもの権利擁護等に関すること。

(実施体制)

第4条 子どもの権利擁護事業を実施するため、被措置児童等虐待を調査することを目的とした子どもの権利擁護調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員の任期は1年以下とし、再任を妨げない。

3 前条第3号に規定する子どもの意見表明等支援事業は、事業者に委託して実施する。

（調査員の要件）

第5条 調査員は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) 子どもの権利擁護について十分な理解と熱意を有すること。

(3) 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のいずれかの資格を有する者その他職務に必要な知識及び経験を有し、区長が適当と認める者

（調査員の職務）

第6条 調査員は、被措置児童等虐待が発生した場合等、区の指示を受け、施設等に訪問し、児童及び職員への聴き取り等の調査をする。

2 調査員は、前項の規定に基づき調査をしたときは、活動報告書を作成し、区に報告する。

3 調査員は、必要に応じて権利擁護部会に出席し、調査結果を報告する。

（調査員の報酬）

第7条 調査員の報酬は、活動時間に応じ、1時間につき12,100円を支給する。

2 活動時間に30分未満の端数が生じる場合は端数を切り捨て、30分以上の端数が生じる場合は端数を切り上げる。

3 前2項の規定にかかわらず、活動時間が30分未満である場合は、1時間分の報酬を支給する。

4 活動に係る交通費は、報酬に含むものとする。

（個人情報保護）

第8条 子どもの意見表明等支援事業受託者及び調査員は、法令等に特別の定めがある場合を除き、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第9条 この事業に関する事務局を子ども家庭部子ども政策課に置く。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するための準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。